

6 貸付制度

■宇都宮市社会福祉協議会
相談支援課
TEL 636-1251 FAX 636-1248

(1) 生活福祉資金

障がい者世帯に対し、以下の経費等に対して資金の貸付相談を行っています。

資金の目的	貸付条件			
	貸付上限額 の目安	償還期間	貸付利子	連帯保証人
生業を営むための経費	460万円	20年	連帯保証人を立てる場合は無利子	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	※1	8年		
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円	7年		
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円	8年		
障がい者用自動車の購入に必要な経費	250万円	8年	連帯保証人がいない場合には据置期間経過後年1.5%	
負傷又は疾病の療養に係る必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	※2	5年		
介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	※3	5年		
災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	150万円	7年		
冠婚葬祭に必要な経費	50万円	3年		
住宅の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円	3年		
就職、技能習得の支度に必要な経費	50万円	3年		
その他日常生活上、一時的に必要な経費	50万円	3年		

※1 技能を習得する期間が6月程度：130万円

1年程度：220万円

2年程度：400万円

3年程度：580万円

※2 療養期間が1年を超えないときは170万円、1年を超え、1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円

※3 介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円。1年を超え、1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円

★ 生活保護受給世帯の方について：福祉事務所が借入の必要性を認めていることが必要です。まずは福祉事務所にご相談ください。

★ 貸付の決定は栃木県社会福祉協議会が行います。